

令和8年度 最終処分場の維持管理記録

施 設 名： 内津北山最終処分場

1) 埋立てた一般廃棄物の種類及び数量

埋立物種	単位：(t)	年度 計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却灰		1,747.19	600.65	533.99	612.55									
家庭系不燃物		93.79	35.47	23.44	34.88									
破碎不燃物		255.13	107.70	67.37	80.06									
汚泥		63.09	4.83	55.56	2.70									
その他 ()		0.00	0.00	0.00	0.00									
合計		2,159.20	748.65	680.36	730.19									

2) 水質検査の実施状況と措置

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放流水	測定結果・採取年月日等	別紙1「放流水の水質測定結果」に記載												
地下水	測定結果・採取年月日等	別紙2「周縁地下水の水質測定結果」に記載												
	上流	異常の有無	異常なし	異常なし	異常なし									
		措置を講じた年月日	-	-	-									
		措置の内容	-	-	-									
	下流	測定結果・採取年月日等	別紙2「周縁地下水の水質測定結果」に記載											
		異常の有無	異常なし	異常なし	異常なし									
		措置を講じた年月日	-	-	-									
		措置の内容	-	-	-									

3) 施設の点検

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等	点検日	4月7日	5月12日	6月5日									
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし									
遮水工	点検日	4月3日	5月1日	6月5日									
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし									
調整池	点検日	4月3日	5月1日	6月5日									
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし									
浸出液処理設備	点検日	4月7日	5月12日	6月5日									
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし									

4) 残余の埋立容量

	前年度	今年度
測定年月日	令和8年3月31日	
測定結果 単位：〔m ³ 〕	422,428.97	

施設名： 内津北山最終処分場
採水場所： 放流口

採取日				R8			
測定結果取得日							
測定項目	単位	基準値	目標値				
水素イオン濃度	—	5.8～8.6	5.8～8.6				
BOD	mg/1	60以下	10以下				
COD	mg/1	90以下	15以下				
SS	mg/1	60以下	10以下				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/1	5以下	5以下				
フェノール類含有量	mg/1	5以下	5以下				
銅含有量	mg/1	3以下	3以下				
亜鉛含有量	mg/1	2以下	2以下				
溶解性鉄含有量	mg/1	10以下	10以下				
溶解性マンガン含有量	mg/1	10以下	10以下				
クロム含有量	mg/1	2以下	2以下				
大腸菌数	CFU/mL	800以下	800以下				
窒素含有量	mg/1	120以下 (日間平均60)	10以下				
りん含有量	mg/1	16以下 (日間平均8)	16以下 (日間平均8)				
カドミウム及びその化合物	mg/1	0.03以下	0.03以下				
シアン化合物	mg/1	1以下	1以下				
鉛及びその化合物	mg/1	0.1以下	0.1以下				
六価クロム化合物	mg/1	0.2以下	0.2以下				
ひ素及びその化合物	mg/1	0.1以下	0.1以下				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/1	0.005以下	0.005以下				
アルキル水銀化合物 (注1)	mg/1	検出されないこと	検出されないこと				
ジクロロメタン	mg/1	0.2以下	0.2以下				
四塩化炭素	mg/1	0.02以下	0.02以下				
1,2-ジクロロエタン	mg/1	0.04以下	0.04以下				
1,1-ジクロロエチレン	mg/1	1以下	1以下				
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/1	0.4以下	0.4以下				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/1	3以下	3以下				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/1	0.06以下	0.06以下				
トリクロロエチレン	mg/1	0.1以下	0.1以下				
テトラクロロエチレン	mg/1	0.1以下	0.1以下				
1,3-ジクロロプロペン	mg/1	0.02以下	0.02以下				
1,4-ジオキサン	mg/1	0.5以下	0.5以下				
チウラム	mg/1	0.06以下	0.06以下				
シマジン	mg/1	0.03以下	0.03以下				
チオベンカルブ	mg/1	0.2以下	0.2以下				
ベンゼン	mg/1	0.1以下	0.1以下				
セレン及びその化合物	mg/1	0.1以下	0.1以下				
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/1	200以下	100以下				
ふっ素及びその化合物	mg/1	15以下	8以下				
ほう素及びその化合物	mg/1	50以下	10以下				
塩化物イオン	mg/1	—	—				
カルシウム	mg/1	—	100以下				
PCB	mg/1	0.003以下	0.003以下				
有機燐化合物	mg/1	1以下	1以下				
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10以下	10以下				

(注1) 「検出されないこと。」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

施 設 名： 内津北山最終処分場

採水場所： 上流側

			R8				
採取日							
測定結果取得日							
測定項目	単位	基準値					
カドミウム	mg/l	0.003以下					
全シアン (注1)	mg/l	検出されないこと					
鉛	mg/l	0.01以下					
六価クロム	mg/l	0.02以下					
ひ素	mg/l	0.01以下					
総水銀	mg/l	0.0005以下					
アルキル水銀 (注1)	mg/l	検出されないこと					
P C B (注1)	mg/l	検出されないこと					
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下					
四塩化炭素	mg/l	0.002以下					
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下					
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下					
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下					
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1以下					
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下					
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下					
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下					
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下					
1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05以下					
クロロエチレン	mg/l	0.002以下					
チウラム	mg/l	0.006以下					
シマジン	mg/l	0.003以下					
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下					
ベンゼン	mg/l	0.01以下					
セレン	mg/l	0.01以下					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下					
ふっ素	mg/l	0.8以下					
ほう素	mg/l	1以下					
塩化物イオン	mg/l	-					
電気伝導率	mS/m	-					
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下					

(注1) 「検出されないこと。」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

施 設 名： 内津北山最終処分場

採水場所： 下流側

			R8				
採取日							
測定結果取得日							
測定項目	単位	基準値					
カドミウム	mg/ℓ	0.003以下					
全シアン (注1)	mg/ℓ	検出されないこと					
鉛	mg/ℓ	0.01以下					
六価クロム	mg/ℓ	0.02以下					
ひ素	mg/ℓ	0.01以下					
総水銀	mg/ℓ	0.0005以下					
アルキル水銀 (注1)	mg/ℓ	検出されないこと					
P C B (注1)	mg/ℓ	検出されないこと					
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下					
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下					
1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下					
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下					
1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下					
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下					
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下					
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下					
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下					
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下					
1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下					
クロロエチレン	mg/ℓ	0.002以下					
チウラム	mg/ℓ	0.006以下					
シマジン	mg/ℓ	0.003以下					
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下					
ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下					
セレン	mg/ℓ	0.01以下					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	10以下					
ふっ素	mg/ℓ	0.8以下					
ほう素	mg/ℓ	1以下					
塩化物イオン	mg/ℓ	—					
電気伝導率	mS/m	—					
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1以下					

(注1) 「検出されないこと。」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

施 設 名： 内津最終処分場

[illegible]

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
放流水		測定結果・採取年月日等 別紙1「放流水の水質測定結果」に記載												
地下水	上流	測定結果・採取年月日等 別紙2「周縁地下水の水質測定結果」に記載												
		水質異常時の措置	異常の有無	異常なし	異常なし	異常なし								
			措置を講じた年月日	-	-	-								
			措置の内容	-	-	-								
	下流	測定結果・採取年月日等 別紙2「周縁地下水の水質測定結果」に記載												
		水質異常時の措置	異常の有無	異常なし	異常なし	異常なし								
			措置を講じた年月日	-	-	-								
	措置の内容	-	-	-										

[illegible]

令和 8 年度 放流水の水質測定結果

別紙 1-1

施 設 名： 内津最終処分場

採水場所： 放流口

			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月 ※	2 月	3 月
採取日			4月16日	5月13日	6月10日									
測定結果取得日			4月30日	5月21日	6月25日									
測定項目	単位	基準値												
水素イオン濃度	—	5.8～8.6	6.6	6.9	6.8									
B O D	mg／l	60以下	0.5未満	0.6	1.8									
C O D	mg／l	90以下	1.9	1.6	4.0									
S S	mg／l	60以下	1未満	1未満	1未満									
大腸菌数	CFU/mL	800以下	30未満	30未満	30未満									
窒素含有量	mg／l	120以下	24	25	19									
りん含有量	mg／l	16以下	0.02	0.01	0.02									
塩化物イオン	mg／l	—	3200	3200	1700									
カルシウム	mg／l	—	260	300	52									

※ 1 月は処理水を放流していないため水質測定を実施していません

施設名： 内津最終処分場

採水場所： 放流口

採取日			R8				
測定結果取得日							
測定項目	単位	基準値					
水素イオン濃度	—	5.8～8.6					
BOD	mg/1	60以下					
COD	mg/1	90以下					
SS	mg/1	60以下					
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/1	5以下					
フェノール類含有量	mg/1	5以下					
銅含有量	mg/1	3以下					
亜鉛含有量	mg/1	2以下					
溶解性鉄含有量	mg/1	10以下					
溶解性マンガン含有量	mg/1	10以下					
クロム含有量	mg/1	2以下					
大腸菌数	CFU/mL	800以下					
窒素含有量	mg/1	120以下 (日間平均60)					
りん含有量	mg/1	16以下 (日間平均8)					
カドミウム及びその化合物	mg/1	0.03以下					
シアン化合物	mg/1	1以下					
鉛及びその化合物	mg/1	0.1以下					
六価クロム化合物	mg/1	0.2以下					
ひ素及びその化合物	mg/1	0.1以下					
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/1	0.005以下					
アルキル水銀化合物 (注1)	mg/1	検出されないこと					
ジクロロメタン	mg/1	0.2以下					
四塩化炭素	mg/1	0.02以下					
1,2-ジクロロエタン	mg/1	0.04以下					
1,1-ジクロロエチレン	mg/1	1以下					
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/1	0.4以下					
1,1,1-トリクロロエタン	mg/1	3以下					
1,1,2-トリクロロエタン	mg/1	0.06以下					
トリクロロエチレン	mg/1	0.1以下					
テトラクロロエチレン	mg/1	0.1以下					
1,3-ジクロロプロペン	mg/1	0.02以下					
1,4-ジオキサン	mg/1	0.5以下					
チウラム	mg/1	0.06以下					
シマジン	mg/1	0.03以下					
チオベンカルブ	mg/1	0.2以下					
ベンゼン	mg/1	0.1以下					
セレン及びその化合物	mg/1	0.1以下					
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/1	200以下					
ふっ素及びその化合物	mg/1	15以下					
ほう素及びその化合物	mg/1	50以下					
塩化物イオン	mg/1	—					
カルシウム	mg/1	—					
PCB	mg/1	0.003以下					
有機燐化合物	mg/1	1以下					
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10以下					

(注1) 「検出されないこと。」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

施 設 名： 内津最終処分場

採水場所： 上流側

			R8				
採取日							
測定結果取得日							
測定項目	単位	基準値					
カドミウム	mg/l	0.003以下					
全シアン (注1)	mg/l	検出されないこと					
鉛	mg/l	0.01以下					
六価クロム	mg/l	0.02以下					
ひ素	mg/l	0.01以下					
総水銀	mg/l	0.0005以下					
アルキル水銀 (注1)	mg/l	検出されないこと					
P C B (注1)	mg/l	検出されないこと					
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下					
四塩化炭素	mg/l	0.002以下					
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下					
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下					
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下					
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1以下					
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下					
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下					
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下					
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下					
1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05以下					
クロロエチレン	mg/l	0.002以下					
チウラム	mg/l	0.006以下					
シマジン	mg/l	0.003以下					
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下					
ベンゼン	mg/l	0.01以下					
セレン	mg/l	0.01以下					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下					
ふっ素	mg/l	0.8以下					
ほう素	mg/l	1以下					
塩化物イオン	mg/l	-					
電気伝導率	mS/m	-					
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下					

(注1) 「検出されないこと。」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

施 設 名： 内津最終処分場

採水場所： 下流側

			R8				
採取日							
測定結果取得日							
測定項目	単位	基準値					
カドミウム	mg/l	0.003以下					
全シアン (注1)	mg/l	検出されないこと					
鉛	mg/l	0.01以下					
六価クロム	mg/l	0.02以下					
ひ素	mg/l	0.01以下					
総水銀	mg/l	0.0005以下					
アルキル水銀 (注1)	mg/l	検出されないこと					
P C B (注1)	mg/l	検出されないこと					
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下					
四塩化炭素	mg/l	0.002以下					
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下					
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下					
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下					
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1以下					
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下					
トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下					
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下					
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下					
1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05以下					
クロロエチレン	mg/l	0.002以下					
チウラム	mg/l	0.006以下					
シマジン	mg/l	0.003以下					
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下					
ベンゼン	mg/l	0.01以下					
セレン	mg/l	0.01以下					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下					
ふっ素	mg/l	0.8以下					
ほう素	mg/l	1以下					
塩化物イオン	mg/l	—					
電気伝導率	mS/m	—					
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下					

(注1) 「検出されないこと。」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。